

制定 20160609財資第5号
平成28年6月7日
改正 20170403財資第28号
平成29年4月3日
改正 20180●●●財資第●●号
平成30年●月●日

案

石油供給構造高度化事業費補助金 (石油供給インフラ強じん化事業) 業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、石油供給構造高度化事業コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）が、石油供給構造高度化事業費補助金（石油コンビナートの生産性向上及び強じん化推進事業）交付要綱（一部改正平成29年2月9日付20170203財資第2号。以下「要綱」という。）第2条に基づき、石油会社が激甚災害等のリスクに備え、各地域の製油所等における入出荷関係設備の耐震、液状化・津波対策等や、設備の安全停止対策、他製油所等とのバックアップ供給に必要な入出荷設備の増強対策等を通じた石油供給設備の強じん化を図るための事業（以下「石油供給インフラ強じん化事業」という。）に要する経費に対する補助金交付業務（以下「補助金交付業務」という。）の方法を定め、もってその業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 コンソーシアムは、要綱及び本業務方法書に基づき、補助金交付業務を行う。

2 コンソーシアムは、石油会社が製油所等における石油供給インフラの強じん化を図るために、関係機関との緊密な連携のもとに、補助金交付業務の適正かつ効率的な運営を期するものとする。

(用語)

第3条 この業務方法書で使用する用語の定義は、要綱において使用する用語の例による他は、以下に掲げるとおりとする。

- (1) 「補助金」とは、石油供給インフラ強じん化事業に対し、コンソーシアムが交付する助成金をいう。
- (2) 「石油会社」とは、石油を精製し供給する事業者、その親会社及び関連事業者をいう。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、石油供給インフラ強じん化事業により発生する以下に掲げる費用とする。

- (1) 製油所等における入出荷設備の耐震・液状化・津波対策に係る費用
- (2) 製油所等における設備の安全停止対策に係る費用
- (3) 製油所等の入出荷設備のバックアップ能力増強策に係る費用
- (4) 製油所等の強じん化対策の準備調査に係る費用

なお、関係法令の技術基準等で求められている水準がある対象設備については、その水準を超えた工事費用のみ対象とする。

(補助対象設備の範囲)

第5条 前条第1項に係る設備の範囲は、石油供給インフラ強じん化事業に伴い、災害時においても製油所等が石油を持続的に安定供給しうる体制の整備をするために必要な以下に掲げる設備（補助対象設備）とする。

- (1) 海上入出荷設備及びその付帯設備（栈橋については、港湾法に基づく港湾計画上の「大規模地震対策施設」に位置づけられていること、又は石油会社が当該栈橋を「大規模地震対策施設」に位置づけられることを容認していることを条件（製油所等が、港湾法上の国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾に立地する場合に限る。）とする。）
- (2) 陸上入出荷設備及びその付帯設備
- (3) 入出荷関係施設（電気室、計器室等）
- (4) ローディングアーム
- (5) 緊急離脱装置
- (6) 配管
- (7) ラック
- (8) 石油タンク
- (9) LPG タンク
- (10) フレアスタック
- (11) 集合煙突
- (12) 緊急遮断弁
- (13) 自動停止装置
- (14) 防消火設備
- (15) その他上記(1)～(14)に準ずるものとして、コンソーシアムが認める設備

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする石油会社（以下「申請者」という。）は、石油供給インフラ強じん化事業を行う前に、次の(1)及び(2)に定める書類をコンソーシアムに提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1）
- (2) 事業計画書（様式第2）

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 交付申請の具体的な手続き及び期間等については、コンソーシアムが別に定めるところによる。

(補助金の交付決定)

第7条 コンソーシアムは、申請者からの補助金の交付申請があった場合は審査を行う。申請内容が適正

と認めるときは、国から交付決定を受けた額の範囲内において速やかに補助金の交付決定を行い、申請者に対し、補助金交付決定通知書（様式第3）を通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行うものとする。

2 補助率は2/3とする。

3 石油会社からの交付申請額の合計が国からの交付決定を受けた額に基づきコンソーシアムが定める金額を超え、かつ本補助金の交付の目的を達成するため必要がある場合には、コンソーシアムは交付申請額を減額して交付決定することができる。その場合、補助率は2/3を下回ることがある。

4 コンソーシアムは、前条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

5 コンソーシアムは、第1項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第8条 第7条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者（以下「間接補助事業者」という。）は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、当該交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面をコンソーシアムに提出しなければならない。

（計画変更の承認等）

第9条 間接補助事業者は、第7条第1項の規定により交付決定された補助金の交付を受けて行う事業（以下「間接補助事業」という。）について、次のいずれかに該当するときは、変更承認申請書（様式第4）をコンソーシアムに提出しその承認を受けなければならない。

(1) 第4条第1項各号に規定される補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 間接補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、間接補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(3) 間接補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 コンソーシアムは、前項の規定に基づき間接補助事業者から変更承認申請書の提出があった場合は、必要な審査を行い、変更を承認するときは、間接補助事業者に通知するものとする。その際、コンソーシアムは必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（契約等）

第10条 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

2 間接補助事業者は、間接補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、この業務方法書の各条項を内容とする契約を締結し、コンソーシアムに届け出なければならない

い。

(債権譲渡の禁止)

第11条 間接補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をコンソーシアムの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(事故の報告)

第12条 間接補助事業者は、間接補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書(様式第5)をコンソーシアムに提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第13条 間接補助事業者は、間接補助事業の実施状況及び支出状況についてコンソーシアムの要求があったときは、速やかに状況報告書(様式第6)をコンソーシアムに提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 間接補助事業者は、間接補助事業が完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して30日以内に実績報告書(様式第7)を、コンソーシアムに提出しなければならない。ただし、提出の最終期限は、会計年度(毎年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。)の3月15日までとする。

- 2 間接補助事業者は、間接補助事業の実施期間中に会計年度が終了したときは、翌会計年度の4月10日までに年度末実績報告書(様式第8)をコンソーシアムに提出しなければならない。
- 3 間接補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 4 間接補助事業者は、第1項及び第2項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合、コンソーシアムは期限について猶予することができる。

(補助金の額の確定等)

第15条 コンソーシアムは、前条第1項の報告を受けた場合は、その報告を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、その報告に係る間接補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容(第9条第1項に基づく承認をしたときは、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、間接補助事業者に通知するものとする。

- 2 コンソーシアムは、前項の場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合、間接補助事業者は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金をコンソーシアムに納付しなければならない。

(補助金の支払)

第16条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。た

だし、必要があると認められる場合には、概算払をすることができる。

- 2 間接補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金精算（概算）払請求書（様式第9）をコンソーシアムに提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第17条 間接補助事業者は、間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第10）を速やかにコンソーシアムに報告しなければならない。

- 2 コンソーシアムは、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 第15条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

（交付決定の取消し等）

第18条 コンソーシアムは、第9条第1項第3号の間接補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合は、第7条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 間接補助事業者が、本業務方法書又は本業務方法書に基づくコンソーシアムの処分若しくは指示に違反した場合。
 - (2) 間接補助事業者が、補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合。
 - (3) 間接補助事業者が、間接補助事業に関して不正、怠慢その他不適正な行為をした場合。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後生じた事情の変更等により、間接補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
 - (5) 間接補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。
- 2 コンソーシアムは、前項各号に掲げる事由に該当すると認められる場合において補助金交付決定の取消しをしたときは、間接補助事業者に通知するものとする。
 - 3 コンソーシアムは、第1項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 4 コンソーシアムは、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 5 第3項に基づく補助金の返還については、第15条第3項の規定を準用する。

（取得財産等の管理等）

第19条 間接補助事業者は、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 間接補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第11）を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、取得財産等明細表（様式第12）を第14条第1項に定める実績報告書に添付して提出するものとする。
- 3 コンソーシアムは、間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込

まれるときは、その収入の全部若しくは一部をコンソーシアムに納付させることがある。

(取得財産等の処分の制限等)

第20条 取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、一定期間その処分を行ってはならない。

2 前項の規定による財産の処分を制限する期間は、間接補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年8月5日付け通商産業省告示第360号）の別表一を準用する。

3 間接補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第13）をコンソーシアムに提出して承認を得なければならない。

4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(情報管理及び秘密保持)

第21条 コンソーシアムは、間接補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、間接補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち間接補助事業者その他の第三者の秘密情報（間接補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 コンソーシアムは、間接補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。コンソーシアム又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為もコンソーシアムによる違反行為とみなす。

3 本条の規定は間接補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第22条 間接補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(補助事業の経理等)

第23条 間接補助事業者は、間接補助事業に関連して支出された経費の支出状況等についての経理を、他の経理と明確に区分した上、帳簿及び全ての証拠書類を整備し、その収支状況を明らかにしておかなければならない。

2 間接補助事業者は、前項の帳簿及び全ての証拠書類を当該補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）の属する会計年度の終了後5年間、コンソーシアムの要求があったときはいつでもその閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(コンソーシアムによる調査等)

第24条 コンソーシアムは、補助金業務の適正な運営を図るために、必要な範囲内において、間接補助事業者に対して、所要の調査等を行うことができる。

この業務方法書は、経済産業大臣の承認を受けた日（平成30年●月●日）から施行し、平成29年度補正予算に係る補助事業から適用する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき